

安来市景観計画策定委員会設置要綱

令和 8 年 1 月 5 日

安来市告示第 2 号

(設置)

第 1 条 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく安来市景観計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を検討するため、安来市景観計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員会は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の

出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和8年1月5日から施行する。
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。